



### ◆所得が低い世帯の国保税の軽減

世帯の被保険者全員（擬制世帯主\*を含む）の所得合計が軽減判定基準額以下であれば、国保税のうち均等割額と平等割額に軽減率を乗じた金額が減額されます。

所得が低い世帯の国保税の軽減措置の拡充が図られ、次のとおり軽減判定基準額が決定しました。

なお、申請の手続きは必要ありませんが、軽減は申告された前年の所得に基づき措置が講じられますので、未申告の被保険者（擬制世帯主を含む）がいる世帯については、軽減されません。

\*擬制世帯主：世帯主本人は国保の被保険者ではないが、世帯員が国保の被保険者のため、国保の各種届出や国保税の納付義務を負っている世帯主のことです。

#### 軽減判定基準額

軽減率	7割	5割	2割
平成31年度	33万円以下	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(51万円×被保険者数)以下
令和2年度	33万円以下	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下

被保険者数：擬制世帯主は含みません。同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方は含みます。



### ◆非自発的失業者に係る国保税の軽減

倒産や解雇などで職を失った方が、離職の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして所得割、軽減判定基準額を計算し、在職時と同程度の保険税負担で医療保険に加入することができるよう、保険税の負担を軽減する制度です。

この軽減の対象となる方は、[市民課国保係](#)へ申請してください。



### ◆新型コロナウイルスによる国保税の減免

新型コロナウイルスの影響により収入が減った場合など一定の基準を満たした方は、国保税が減免される場合があります。減免制度を利用するには、申請が必要です。詳細につきましては、南国市ホームページをご覧ください。か、[税務課市民税係](#)へお問い合わせください。



### ◆新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われて働くことができず、勤務先から給与の支払いを受けられなかった被保険者の方に傷病手当金を支給します。申請方法など詳細につきましては、南国市ホームページをご覧ください。か、[市民課国保係](#)へお問い合わせください。

#### ■問い合わせ

国民健康保険税について

税務課市民税係 ☎880-6554

国民健康保険の資格・保険給付・非自発的失業者に係る保険税の軽減・傷病手当金について

市民課国保係 ☎880-6555



### ◆本年度の国民健康保険特別会計の予算を公表します

本年度の国民健康保険特別会計の予算を公表します。（令和2年4月補正を反映した数値です）

本年度の予算は、前年度と比較して歳入・歳出ともに2億6764万円減少しています。これは、被保険者数の減少等に伴う保険給付費が減少していることと本年度、南国市が県に納める国保事業費納付金が減っているのが主な要因です。

被保険者数の減少等により国保税収入が減っていますが、国保財政整基金を取り崩すことで、国保税の税率は変更せずに予算を編成しています。

また、新型コロナウイルス対策として、傷病手当金を予算化しています。

歳入 (単位:千円)				歳出 (単位:千円)			
科目	令和元年度予算額	令和2年度予算額	比較	科目	令和元年度予算額	令和2年度予算額	比較
国保税	970,836	936,751	△ 34,085	総務費	83,294	75,807	△ 7,487
滞納分	38,311	38,226	△ 85	療養給付費	3,778,288	3,609,940	△ 168,348
小計	1,009,147	974,977	△ 34,170	療養費	19,789	25,060	5,271
使用料及手数料	1	1	0	審査支払手数料	13,200	12,000	△ 1,200
督促手数料	1,000	1,000	0	高額療養費	636,814	593,549	△ 43,265
小計	1,001	1,001	0	高額介護合算療養費	310	400	90
支戻金	0	2,747	2,747	出産育児諸費	20,173	18,913	△ 1,260
国保制度関係業務費補助金	0	2,747	2,747	葬祭費	2,400	2,400	0
県支出金	4,448,401	4,240,999	△ 207,402	移送費	100	50	△ 50
普通交付金	4,448,401	4,240,999	△ 207,402	傷病手当金		8,400	8,400
特別交付金	82,685	87,484	4,799	小計	4,471,074	4,270,712	△ 200,362
小計	4,531,086	4,328,483	△ 202,603	国保事業費納付金	1,150,009	1,104,237	△ 45,772
繰入金	555,673	530,746	△ 24,927	医療給付費分	1,150,009	1,104,237	△ 45,772
一般会計繰入金	555,673	530,746	△ 24,927	後期高齢者支援金等分	323,018	308,252	△ 14,766
基金繰入金	70,042	61,811	△ 8,231	介護納付金分	111,790	113,264	1,474
小計	625,715	592,557	△ 33,158	小計	1,584,817	1,525,753	△ 59,064
繰越金	1	1	0	共同事業拠出金	10	10	0
その他の収入	17,156	16,704	△ 452	保健衛生普及費	14,745	14,884	139
歳入合計	6,184,106	5,916,470	△ 267,636	特定健康診査等事業費	25,913	25,951	38
				小計	40,658	40,835	177
				基金積立金	1	1	0
				公債費	500	10	△ 490
				その他の支出	3,752	3,342	△ 410
				歳出合計	6,184,106	5,916,470	△ 267,636



### ◆国保税の賦課限度額を変更しました

国保税の医療分及び介護納付金分の賦課限度額を次のとおり変更しました。令和2年度の納税通知書は7月中旬に発送する予定です。

区分	( )内は平成31年度の計算基準です		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳のみ)
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円
※1世帯の税額の上限	(610,000円)	(190,000円)	(160,000円)